

## 奈良県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき  
県営土地改良事業（県営農地環境整備事業・山添地区）計画を変更したので、同条第六  
項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書  
の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 縦覧期間

平成二十七年六月二十四日から同年七月十三日まで

### 二 縦覧場所

山添村役場